

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第四百五十五號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により西伯郡賀野村農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年十月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十二年十月十五日より

昭和二十二年十月十九日まで

鳥取縣告示第四百五十六號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年十月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年十月十四日
第千八百五十一號

火 曜 日

本籍地 日野郡日光村大字富江一〇〇

現住所及開業地 米子市角盤町一丁目一二七

昭和二十二年十月十三日 吉 田 美 惠 子
第一、二二二號 大正十四年五月十三日生

本籍地 東伯郡榮村大字東高尾四六三ノ一

現住所及開業地 同倉吉町大字東岩倉町二二七九

昭和二十二年十月十三日 村 岡 鶴 惠
第一、二二三號 大正九年十二月十六日生

本籍地 東伯郡北谷村大字森一四四ノ一

現住所及開業地 同 五

昭和二十二年十月十三日 杉 本 千 代 子
第一、二二三號 大正十二年七月十九日生

本籍地 西伯郡光徳村大字豊成一、一四二

本報の代金は、前記の通りである。

鳥取縣公報 毎週日発行(休日を除く) 昭和二十二年十月十四日 第千八百五十一號 (第三種郵便物認可)

現住所及開業地 同御來屋町七九二

昭和二十二年十月十三日 二宮 喜よこ

現住所及開業地 同湖山村厚生寮三ノ五五

昭和二十二年十月十三日 稻 崎 富美代

昭和二十二年十月十三日 大正六年二月十三日生

鳥取縣告示第四百五十七號

農産品配給規則第六條第一項により最低責任數量次のよ

うに定める。

昭和二十二年十月十四日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

薬工品卸賣業者最低責任數量(六ヶ月間) 二二〇、〇〇

〇枚貨薬工品小賣業者最低責任數量(六ヶ月間) 三六〇

〇〇〇枚貨

鳥取縣告示第四百五十九號 價格等取締規則第三條の規定により「萬年」ロソクの

販賣價格の届出があつたのでこれを差引した。

昭和二十二年十月十四日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市元魚町二丁目十一番地

鳥取縣油脂製品卸賣協同組合 理事長 松 田 恒 藏

二、届出品名及び價格 (一) 萬年 萬年ロソク(小) 白色特級品 〇圓〇〇 一二

〇圓〇〇 同一(大) 白色特級品 二一、〇〇 二五

三、卸賣業者販賣價格は買主の店先渡し價格とし荷造包

四、小賣業者販賣價格は買主の店先渡し價格とする。

五、物價調整上必要あるときはこの物品の販賣につき

制限又は禁止することがある。

鳥取縣告示第四百五十九號

價格等取締規則第二條の規定により「温泉玉」の販賣價

格の改正届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年十月十四日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年十一月鳥取縣告示第四百六十三號中二の

(一)を次のように改正する。

(二)を次のように改正する。

鳥取縣告示第四百六十號

物價統制令第四條の規定によつて昭和二十二年九月物價

廳告示第八百四號中の育兒向特殊菓子の卸賣業者販賣價

格の統制額を次のように指定する。

昭和二十二年十月十四日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

育兒向特殊菓子

種類 單位 卸賣業者販賣價格の統制額

1、粉菓子及び焼菓子正味一〇〇枚につき 二二、〇〇

2、餡菓子 同

鳥取縣告示第四百六十一號

農地制度改革に伴う鳥取縣知事専用印を次のように彫造

し昭和二十二年十月十日より爾後これを使用する。

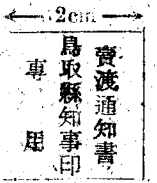
昭和二十二年十月十四日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、農地の買収令書に使用するもの



二、農地の賣渡通知書に使用するもの



鳥取縣公報 第八百五十一號

昭和二十二年十月十四日

第三種郵便物認可

四

三、登記に使用するもの



鳥取縣知事印

登記専用

2cm

2cm

昭和二十二年十月十四日

鳥取縣知事

鳥取縣知事印

登記専用

昭和二十二年十月十四日印

鳥取縣公報

(昭和二十二年十月十五日)

鳥取縣知事 市原町 取